

【品川自民党区議団コメント 12月7日】

品川自民党区議団は、本日、区議会本会議において政務調査費の見直しを内容とする条例改正が全会一致で議決されたことを踏まえ、次のとおり見解を申し上げます。

記

- 1 今回の政務調査費の見直しは、品川自民党区議団が主導的な役割を果たし、品川区議会全会派参加のもとで、議長の諮問に応じた「政務調査費あり方検討会」が設置され、その答申を踏まえて行われました。
- 2 政務調査費は、自治体議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付され（地方自治法第100条13項）、会派活動の充実を図ることによって議会活動が一層活性化することを目的としています。品川区議会では、法制度がスタートした平成13年度から、全国に先駆けて領収書の添付を義務付けるなど、これまで大変透明度の高い運用を行ってきました。しかし、政務調査費やその用途については、必ずしもすべての区民から理解が得られているとは言えない実情があります。
- 3 そこで、制度発足から5年以上経ったことを踏まえ、従来認められていた政務調査費を飲食費等に充てることを全面的に禁止するなどの見直しが行われたものです。
- 4 このことを踏まえ、品川自民党区議団として、政務調査費制度の原点に立ち返る趣旨から、現在、東京高裁で係争中の政務調査費について、飲食費ではないものを含め、11月30日、全額を区に返還しました。
- 5 区議団としては、これまでの政務調査費の使い方について、誤りがあったとは考えていません。ただし、会派の政務調査活動の実態や基礎となる政務調査費の制度について、これを機に改めて十分な説明責任を果たす必要があると考えているところです。
- 6 とくに、政策集団である会派が政策形成をしていくプロセスでは、極めて多くの区民、各種関係団体、専門家等々との真摯な意見交換や情報収集等が必要です。このため政務調査活動は、議員、会派活動の根幹をなすものであって、その経費である政務調査費の重要性について区民の理解を頂くことは、自治体議会全体のあり方からも極めて重要です。この観点に立ち、品川自民党区議団として、今後も一層の努力を続けていく所存であります。